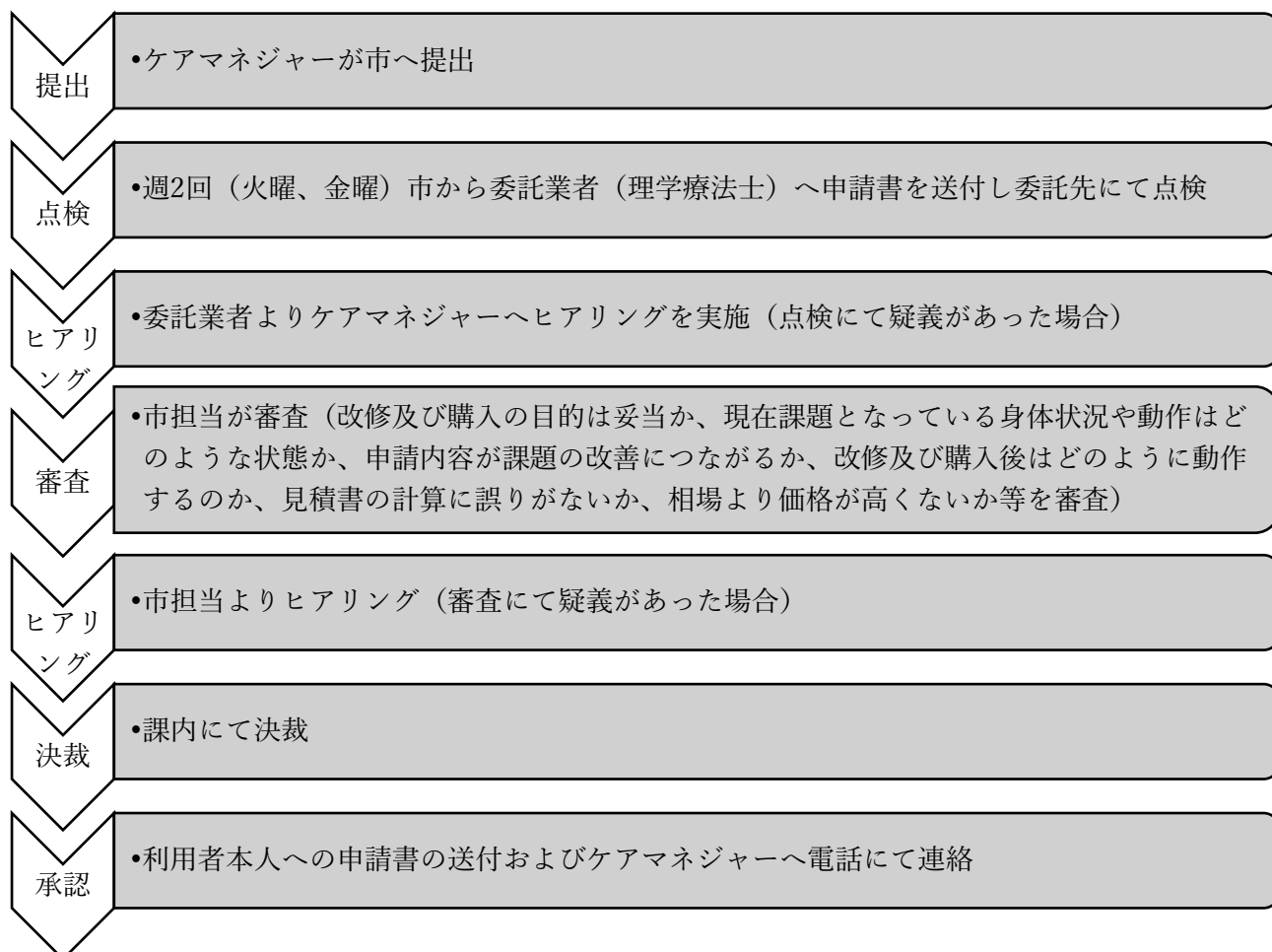


住宅改修及び福祉用具の点検について

(i) 令和7年度 点検業務委託先

熊本市東区御領6丁目8番20号 株式会社くまもと健康支援研究所

(ii) 点検方法



訪問調査が必要になった場合は、訪問調査の日程調整について点検委託業者から連絡がありますので対応をお願いします。

(iii) 住宅改修、福祉用具購入事前申出の必要書類

住宅改修の事前申出	福祉用具購入の事前申出
・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改申出書 ・住宅改修が必要な理由書 ・介護予防サービス・支援計画表もしくは居宅サービス計画書の写し ・図面（家全体及び施工箇所が分かる平面図等） ・改修の予定箇所写真	・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入申出書 ・福祉用具が必要な理由書 ・介護予防サービス・支援計画表もしくは居宅サービス計画書の写し ・購入予定の福祉用具が確認できるパンフレット ・見積書

(※改修箇所に段差が含まれる場合：段差にメジャーを当てた写真 ※改修箇所に浴槽が含まれる場合：洗い場から浴槽縁、浴槽底から浴槽縁にメジャーを当てた写真) ・見積書、内訳書 ・材料等のカタログの写し ※他事業者から徴取した見積書（必要時）	・状況写真 (※入浴用椅子を除く入浴補助用具を購入する場合：洗い場から浴槽縁、浴槽底から浴槽縁、浴槽縁の厚さにメジャーを当てた写真 ※段差解消スロープの場合：段差にメジャーを当てた写真)
---	--

(提出に際しての留意事項)

- ① 毎週火曜日と金曜日の正午までにいただいた申請書を委託先へ送付しています。(例：火曜日の午後提出いただいた場合、委託先へ送付するのは金曜日の午後)
やむを得ない事情でお急ぎの場合は担当までご連絡ください。
- ② 住宅改修及び福祉用具購入の事前申請、福祉用具貸与にかかる各種申請提出書類については、すべての書類をA4サイズ、片面印刷でホッチキス留めせず提出してください。
(委託先へ送る際にデータ化するためスキャナで読み込んでいます。ホッチキス留め等の書類があった場合、別途読み込みとデータ編集作業が必要となり点検に時間を要します。)
- ③ 住宅改修、福祉用具が必要な理由書に、居宅支援事業所の電話番号(支所等に在籍している方は支所の番号)、理由書作成者の氏名(自署でない場合は押印も)、作成日、リハ職の意見の有無を必ず記載してください。
- ④ 提出する書類の順番は
 〈住宅改修〉
申請書(→承諾書)→理由書(→PT意見書・添付写真等)→平面図→立面図→施工前写真→カタログ→見積書→ケアプラン(住宅改修の他に利用するサービスがない場合、ケアプランなしでも可)
 〈福祉用具購入〉
申出書→理由書→写真→カタログ→見積書→ケアプラン
 の順番で提出してください。
 (審査をする際に必要な情報が多く記載されている書類から提出いただくことにより窓口での仮審査が早く進みます。また、書類の不足も見つけやすくなります。)
- ⑤ 必要に応じて、複数の事業者からの見積もりについて提出を依頼することがあります。
 ※居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について(平成12年3月8日老発第42号厚生労働省老人福祉局企画課長通知、H30.7.13介護保険最新情報 Vol.664)
 2 住宅改修費の支給申請 (1) 事前申請 ①申請書
 (前略) 介護支援専門員等は、複数の事業者から見積もりを取るよう利用者に対して説明することとする。

(iv) 住宅改修、福祉用具購入が必要な理由書記入欄について

住宅改修が必要な理由書 P2 の「住宅改修により利用者等は日常生活をどう変えたいか」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作、②具体的困難な状況、③改修目的・期待効果、④改修項目」および、福祉用具購入が必要な理由書の「(福祉用具購入の) 利用者等は日常生活をどう変えたいか」については、主に以下の点について記載をお願いします。

- ① 利用者の解決すべき課題について、該当する生活動作について具体的な内容を記載してください。

【課題について具体的でない例】

「つかまるところがなく転倒の不安がある」

動作の際の建物の状態は記載されていますが身体の状態は記載されておらず、転倒の不安が身体的には何が原因なのか判断しかねます。

⇒どのような動きで転倒しそうなのか（移動するときに足が前に出ない、足が上がらない、ふらつきがある等）その動きの原因は何なのか（下肢筋力の低下、拘縮等）の記載をお願い致します。

【課題について具体的な例】

一例として穴埋めの定型文を記載します。

「(病名等) による (症状) のため、(動き) があり (状態) となっている」

例：加齢による下肢筋力低下のため移動時にふらつきがあり転倒のリスクがある。

骨折の後遺症による痛みのため足が上がりず段差昇降ができない。等

- ② 住宅改修および福祉用具購入によって期待できる効果について、具体的に記入してください。

【効果について具体的でない例】

「安全に移動できる」「安心安楽に移動できる」

利用者がどのような動きができれば安全な移動、安心安楽な移動といえるのか判断しかねます。

⇒改修または用具によりどのような動きとなり（横手すりを持ちながら移動する、縦手すりを持って体を引き上げる等）、課題を解決してどのような状態になるのか（ふらつかずに移動できる、一人で段差昇降ができる等）記載をお願い致します。

【効果について具体的な例】

一例として穴埋めの定型文を記載します。

「(改修 or 用具) を使って、(動き) があり (状態) となる」

例：横手すりを持ちながら移動することによりふらつかずに安全に移動できる。

縦手すりをもって身体を引き上げることにより一人で段差昇降ができる。

シャワーチェアを使うことによって座位が安定し、ふらつかず、転倒を予防することができる。等

- ③ 改修効果に記載する動作の内容について、平面図と写真に記載されている番号と連動して記載してください。（書面からどの改修場所の内容が読み取りやすくなり、審査を早く進めることができます。）

例：①の縦手すりを持って立ち上がり、②の横手すりを持って浴室内を移動する。等

(v) 一部福祉用具の貸与と販売の選択制について

令和 6 年度介護報酬改定により一部福祉用具（固定用スロープ、歩行器、単点杖および多点杖）の貸与と販売の選択制が導入されました。

玉名市において一部福祉用具の購入を申請する場合、通常の福祉用具購入の際に提出いただく申請書類に加えて下記の書類の提出をお願い致します。

- ① 専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）や主治医からの意見書（身体状況、今後の状態変化、購入する用品が必要である状態像が記載されたもの）

例：利用者は加齢による下肢筋力低下のため、歩行の際に足があげられない。今後状態に大きな変化はないと見込まれる。屋内移動の際に段差につまずき転倒することを防ぐためにはスロープが必要と思われる。 等

※意見を聞きとった結果を記載したモニタリングシートや担当者会議の記録でも可。その場合は聞き取った方の氏名、聞き取り日時を記載をお願い致します。

- ② モニタリングシートや担当者会議の記録（本人や家族へ説明がなされたこと、多職種で検討されたことが記載されたもの）

- ③ レンタルよりも利用者の自己負担が安価になる根拠が記載されたもの

例：現在レンタル料が自己負担分月 100 円程度で、購入した場合の自己負担分は 1,200 円程度。12 か月以上使用するのであれば購入のほうが安価。利用者は身体状況から 12 か月以上の利用が見込まれる。 等

※理由書に記載しても可。

〈スロープを購入の際は下記の資料を追加〉

- ④ 屋内の状況がわかる写真（段差にメジャーを当てた写真）